

○阿武町中小企業等人材確保支援事業補助金交付要綱

令和6年3月25日

告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者等がその事業活動に必要な人材を安定的に確保するために実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業等における安定的な雇用の確保を促進しつつ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）並びに社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人及び農林水産業を営む個人事業主であって同項第1号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する者を除く。

ア その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。イにおいて同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）により所有され、又は出資若しくは拠出されている者

イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大企業者により所有され、又は出資若しくは拠出されている者

ウ その役員（取締役、監事等）の総数の2分の1以上が大企業者の役員又は職員を兼ねている者が占めている者

(補助対象者)

第3条 この要綱による阿武町中小企業等人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 町内に事業所、事務所等（現に事業の用に供していると認められるものに限る。以下同じ。）を有し、今後も継続して当該事業を営む意志がある者
- (2) 直近の決算における売上額が1,000万円以上ある者
- (3) 町税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有していると認められる者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が町内の事業所、事務所等で勤務する雇用期間の定めのない雇用者（パートタイムを除く。）を安定的に確保するために実施する事業（以下「人材確保事業」という。）に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 企業情報及び採用情報を掲載するためのウェブサイトの開設又は改修に要する経費
(2) 就職情報サイトへの求人情報の掲載に要する経費
(3) 人材確保に関する企業説明会等への出展又は参加に要する経費
(4) 採用面接会及び企業説明会の実施に係る必要な研修又は指導等を受けるのに要する経費
(5) 工場見学、職場体験又はインターンシップその他中小企業等に対する理解の促進に係る取組の実施に要する経費
(6) その他町長が必要と認める経費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額から当該採用活動に係る収入を控除して得た額に、2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、当該額が200,000円を超えるときは、200,000円とする。

- 2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1会計年度において1回とする。
(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、阿武町人材確保支援事業補助金交付申請書券請求書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 人材確保事業の内容を示す書類
(2) 補助対象経費の内訳を示す書類
(3) 直近の決算における売上額が分かる書類
(4) 町内の事業所、事務所等の所在地が確認できる書類

- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) その他町長が必要と認める書類
（交付の決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金を交付するものとする。

- 2 町長は、審査の結果、補助金の交付が不適當であると認めるときは、その旨を不交付決定通知書（様式第3号）により交付対象者に通知するものとする。この場合において、前条の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

（交付決定の取消）

第8条 町長は、交付対象者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付対象者に対し期限を定めて、当該補助金を返還させるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。